

J A 京都中央女性部規約

第1条 目的

この女性部は、J Aの事業を通して女性の教養を高め、社会的・経済的および生活文化の向上と部員相互の親睦をはかり、健康で豊かな生活を築くことを目的とする。

第2条 名称

この女性部は、J A京都中央女性部（以下「女性部」と言う。）と称する。

第3条 部組織

この女性部は、J A京都中央の組合員と組合員の家族の女性およびJ A利用者で第1条の目的に賛同する女性をもって構成する。

第4条

この女性部の事務局はJ A京都中央本店および支店に置く。

第5条

この女性部は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 部員相互の親睦に関する事。
- ② 農業協同組合の協同意識の向上に関する事。
- ③ 生活文化の向上ならびに女性の教養地位向上に関する事。
- ④ 健康管理に関する事。
- ⑤ その他目的達成に必要な事。

第6条 役員

この女性部に次の役員を置く。

本部役員として	部長	1名
	副部長	2名
	会計	1名
	委員	15名以内
	監査委員	2名

第7条 役員の選任

本部役員は、支店女性部役員の互選により選出する。

第8条 役員任期

役員任期は、2年とし再選を妨げない。

補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員職務

役員職務は次のとおりとする。

- ① 部長は女性部を代表して業務を行う。
- ② 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代理する。
- ③ 会計は、女性部の会計事務を行う。
- ④ 委員は、女性部の事業運営について協議を行い、運営にあたる。
- ⑤ 監査委員は、女性部の会計の監査をする。

第10条 役員会

役員会は、部長、副部長、委員をもって結成する。

役員会は、部長が招集する。

役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第11条 支店の女性部役員

支店単位に女性部を置き、それぞれ部長が代表する。

第12条 総会

1. 通常総会は、毎年1回4月または5月に開催する。

但し役員会が必要と認めたとき、または、部員の3分の1以上が要求したときは、臨時総会を開くことができる。

2. 総会の議長は、出席者の中から総会に於いて選任する。
3. 総会議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
4. 総会には、次の事項を附議する。
 - ① 規約の変更および廃止
 - ② 事業報告および収支決算
 - ③ 事業計画および収支予算
 - ④ 会費の徴収額ならびに方法、および時期の承認
 - ⑤ 役員承認
 - ⑥ その他必要な事項

第13条 加入および脱退

部員の加入および脱退は任意とし、支店部長を経て本部部長に届けるものとする

第14条 相談役・顧問

この女性部の運営を円滑にとり進めるため、前部長、前副部長ならびに学職経験者のなかから相談役、顧問を若干名おくことができる。

第15条 経費

この女性部の経費は会費・助成金・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第16条 事業年度・会計年度

この女性部の事業年度会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

付 則

1. この規約は、平成8年11月27日より実施する。
2. この規約の変更は、平成11年5月19日より実施する。